

日インド包括的経済連携協定にかかるサイナー氏名の確認について

2020年11月20日

日本商工会議所国際部

2020年9月以降、日インド協定の特定原産地証明書における日本商工会議所のサイナーの氏名・役職に関して、複数の企業よりお問合せをいただいております。

日インド協定の特定原産地証明書で、サイナーの氏名・役職を教えてくださいとの依頼を受けた場合、まず、インド税関が指摘しているのか、輸入者や通関業者が指摘しているのかをご確認いただきますよう、お願いいたします。

【1. インド税関が指摘している場合】

インド税関が指摘をしている場合、インド税関がサインの登録を確認できないとして、依頼している場合があります。

日本政府からインド政府に対して日本商工会議所のサイナーリストを提出しておりますが、インド政府内の情報共有不足により、リストが古いまま更新されていないことがあります。本来はインド側で情報共有されているべきものではございますが、そのような場合は発給申請者から日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当までお問合せいただきますよう、お願いいたします。

・日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

MAIL : tokuteico@jcci.or.jp

また、インド税関の担当官が指摘している場合は、大変恐れ入りますが該当の税関名と担当官の氏名をあわせてご連絡いただきますよう、お願いいたします。

【2. インドの輸入者や通関業者が指摘している場合】

日インド協定では以下のように証明書のフォーマットが定められており、発給機関のサイン欄（右下の Field 10）には Stamp や Signature のみ記載し、サイナーの氏名は記載されません。

- ・日インド協定 特定原産地証明書フォーマット (CERTIFICATE OF ORIGIN FORMAT)

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/format&instructions/india.pdf>

特定原産地証明書の利用にあたって、日本商工会議所のサイナーの氏名は不要である旨、輸入者や通関業者へお伝えいただきますようお願いいたします。

なお、2020年9月にインド財務省が公表したガイドラインには、6. に以下のような記載がありますが、あくまで「一般的な記載内容の一例」として「サイナーの名前、サイン、印鑑」に言及しているため、全てのEPAでそれらを求めているわけではありません。

- ・インド財務省 ガイドライン

<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-circulars/cs-circulars-2020/Circular-No-38-2020.pdf;jsessionid=7254F8C06052DD1EF85BD0A873B1EB74#page=4>

⇒6. (略) One of the usual conditions for accepting the certificate is that it should be signed by the authorized signatories whose name, signature and seal have been communicated by the partner country through agreed channels. (略)

【本件担当】

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

MAIL : tokuteico@jcci.or.jp

以上